

第4章

目指すべき環境像を 実現するための取組

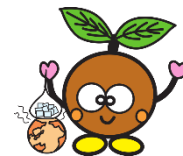
目指すべき環境像を実現するため、本計画では分野ごとに5つの基本理念を、またそれぞれに基本目標を設定し、町、事業者、住民が取り組むべきことを示します。

【表4 基本理念及び基本目標、取組の体系】

基本理念	基本目標	町の取組(施策)
1 脱炭素化に取り組むまち(温暖化対策) (宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編))	1-1 温室効果ガス排出量を削減する	(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発
		(2) 再生可能エネルギーの利用促進
		(3) 省エネルギー化の推進
		(4) 公共交通の利用促進
		(5) 森林の適正管理
		(6) 廃棄物の削減
2 2-2 資源のリサイクルを促進する	2-1 ごみを削減し適正に処理する	(1) 熱中症対策
		(2) 災害対策
2 ごみの削減に取り組むまち(循環型社会)	2-1 ごみを削減し適正に処理する	(1) ごみの排出量削減
		(2) 家庭ごみの適正処理
		(3) 事業ごみの適正処理
		(4) ごみの野焼き対策
2-2 資源のリサイクルを促進する	(1) 資源物のリサイクル促進	

基本理念	基本目標	町の取組(施策)
3 快適で暮らしやすいまち(生活環境)	3-1 環境汚染を防止する	(1) 公害の防止
		(2) 環境汚染の監視
		(3) 汚水処理
	3-2 生活環境を保全する	(1) ごみのポイ捨て・不法投棄の防止
		(2) 地域の美化活動の推進
		(3) あき地・空家の適正管理
(4) 動物の適正飼育		
4 豊かな自然と共生するまち(生物多様性)	4-1 自然環境の保全と活用	(1) 自然環境の保全
		(2) 開発と保全の調和
		(3) 自然とのふれあい
		(4) 外来生物・有害鳥獣対策
5 とともに学び行動するまち(学習・協働)	5-1 環境教育・学習の推進	(1) 環境に関する情報の提供
		(2) 学びの機会の提供
	5-2 協働による活動の推進	(1) 環境活動への支援
		(2) 環境基本計画の推進

基本理念 1



脱炭素化に取り組むまち

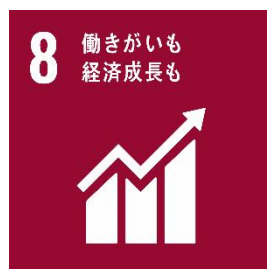
(温暖化対策)

(宇治田原町地球温暖化対策計画 (区域施策編))

基本目標 1-1 温室効果ガス排出量を削減する (緩和策)

基本目標 1-2 進行する気候変動に適応する (適応策)

目標管理項目			
項目	基準 (2013 年度実績)	中間目標 (2025 年度目標)	最終目標 (2030 年度目標)
温室効果ガス排出量	9 7 千 t-CO2	6 4 千 t-CO2	5 2 千 t-CO2
森林整備面積 (単年度)	1 6 ha	2 3 ha	3 0 ha



■地球温暖化対策計画（区域施策編）とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」では「地方自治体はその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するもの（第21条）」とされており、本町では平成18（2016）年から5年ごとに「宇治田原町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定しています。

また、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める（第19条）」ため、平成25（2013）年策定の「宇治田原町環境保全計画（第2期）」中の温暖化対策に関する項目を「宇治田原町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」に位置付けました。

第3期計画でも地球温暖化対策に関する項目を「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。）」に位置付けています。

■計画の期間

区域施策編の計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とし、環境基本計画同様、必要に応じて期間の中間（5年）で見直しを行います。

■計画の対象区域、対象とする温室効果ガス及び把握する排出量

区域施策編の対象区域は、宇治田原町内全域です。また、対象とする温室効果ガスの種類と把握すべき区域の温室効果ガス排出量は、宇治田原町内の排出量のうち、把握可能な部門・分野とします。

【表5 対象とする温室効果ガスの種類】

温室効果ガスの種類	温暖化係数	用途・排出源	性質
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼など	代表的な温室効果ガス
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物などのような害はない。
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	1,430など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。
パーフルオロカーボン（PFCs）	7,390など	半導体の製造プロセスなど	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体など	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセスなど	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。

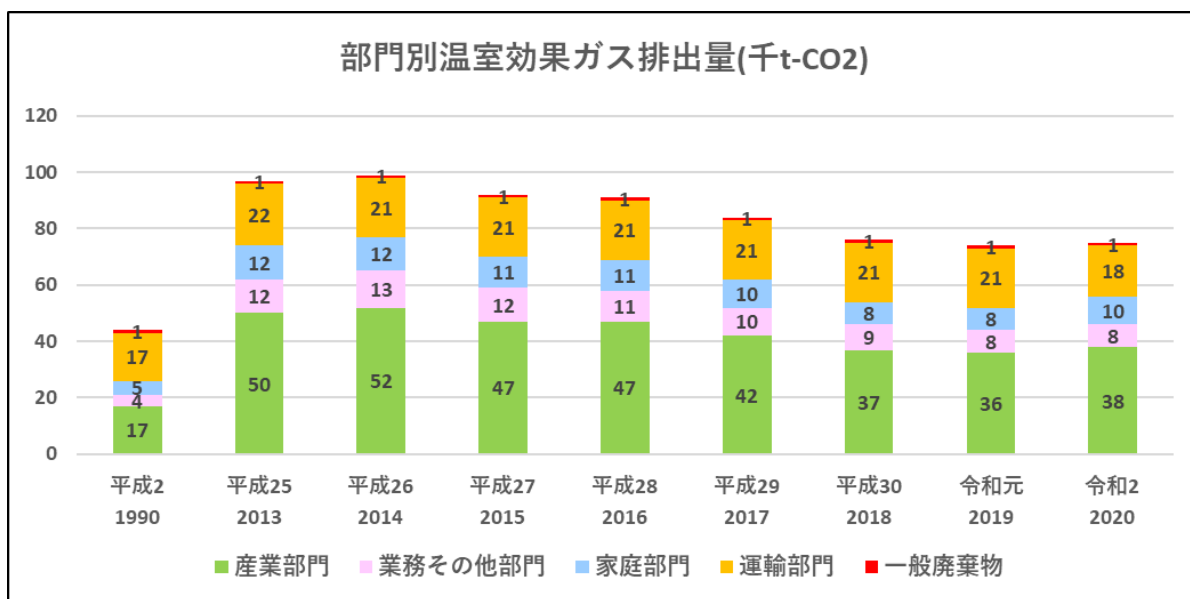
（全国地球温暖化防止活動センター資料から作成）

■ 温室効果ガス排出量の推移

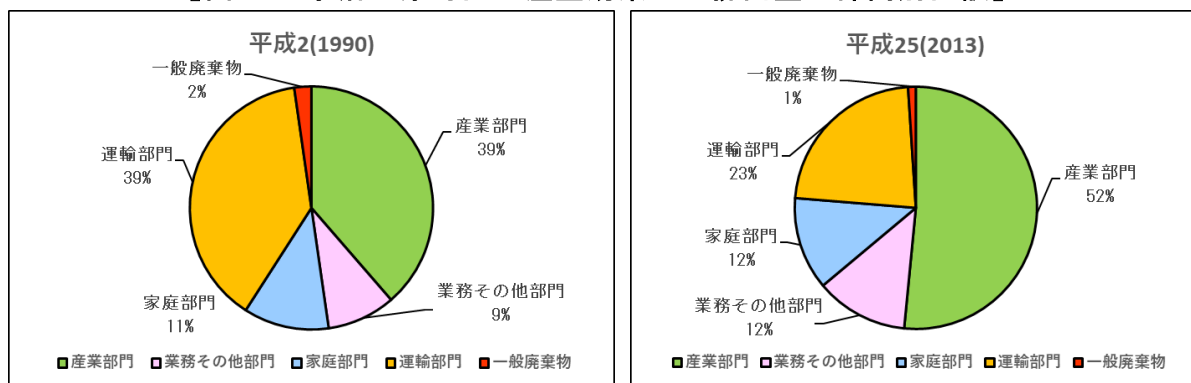
第1期計画期間の最終年度であり、現在の温室効果ガス排出量削減目標の基準年とされる平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量はおよそ97千t-CO₂で、温室効果ガス排出量の集計が開始された平成2(1990)年度と比較して約54.6%増加しています(最高は平成26(2014)年度の99千t-CO₂)。平成初期は工業団地や住宅地が造成され、事業所や人口が増加した時期です。また、平成23(2011)年の東日本大震災で原子力発電所が停止され、火力発電が増加したことから、温室効果ガス排出量が増加しています。その後、太陽光等再生可能エネルギーの普及や原子力発電所の再稼働などにより温室効果ガス排出量は減少し、令和2(2020)年度は75千t-CO₂と、平成25(2013)年度から22.7%減少しています。

なお、本計画に用いる温室効果ガス排出量は環境省が提供する「自治体排出量カルテ」によります(1990年度分は環境省地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトより)。

【図18 宇治田原町内の部門別温室効果ガス排出量の推移】



【図19 宇治田原町内の温室効果ガス排出量の部門別内訳】



(自治体排出量カルテより作成)

平成 2（1990）年度と平成 25（2013）年度の温室効果ガス排出量の部門別内訳を比較すると、業務その他部門や家庭部門はあまり変化がないのに対し、産業部門が大幅に増加しています。産業部門の中では製造業に関する排出量が大幅に増加しており、その結果、運輸部門の排出量は増加しているものの、産業部門が増加したため、排出量全体に占める割合が低下しています。原因として宇治田原工業団地や緑苑坂テクノパークが造成され、事業所が大幅に増加したことが考えられます。

【表 6 部門別温室効果ガス排出量（千 t-CO2）】

			平成2 1990	平成25 2013	令和2 2020
産業部門	製造業		16	48	34
	建設・鉱業		1	1	0
	農林水産業		0	1	4
	小計		17	50	38
業務その他部門			4	12	8
家庭部門			5	12	10
運輸部門	自動車	旅客	7	11	8
		貨物	9	10	9
	鉄道		1	1	1
	小計		17	22	18
一般廃棄物			1	1	1
合計			44	97	75

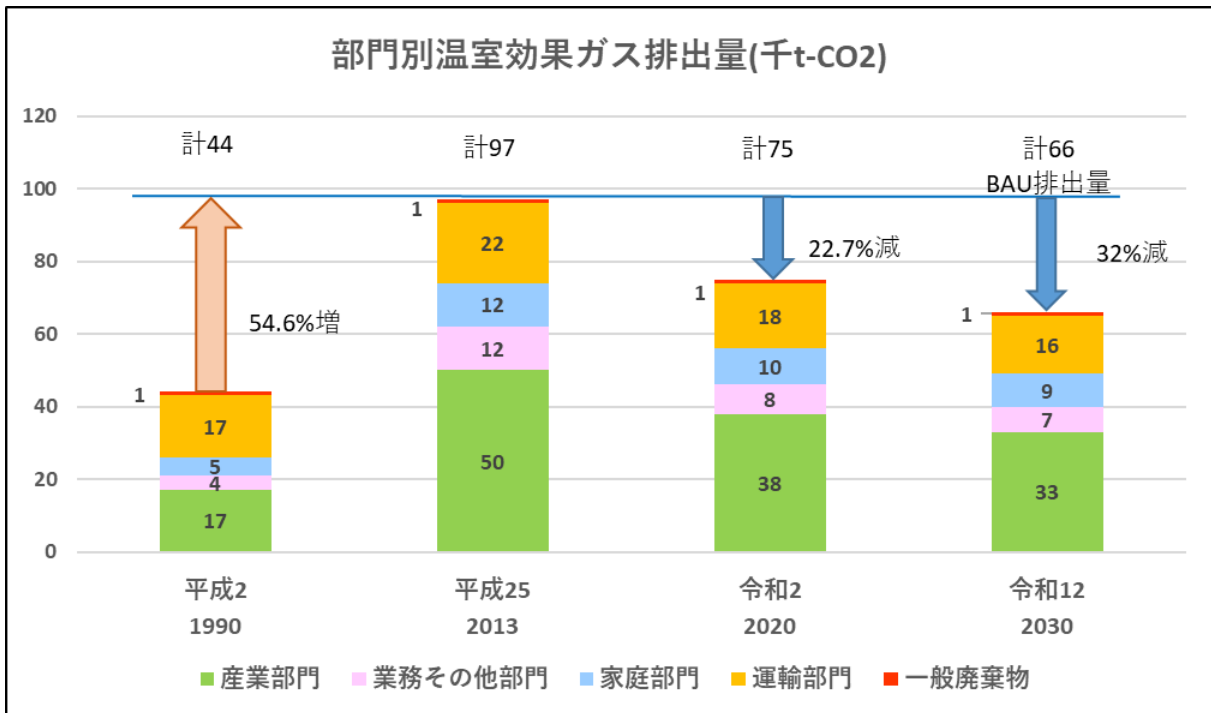
（自治体排出量カルテより作成）

■温室効果ガス排出量の将来推計

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」では、実行計画の策定をサポートするための各種マニュアルやツールが提供されており、将来の温室効果ガス排出量の推計や削減目標作成を行うことができます。最新の排出量である令和 2（2020）年度実績をもとに、対策を実施しなかった場合の排出量として、2030（令和 12）年度の排出量を推計したものが「BAU排出量」※39です。令和 12（2030）年度の活動量（推計人口）が 7,786 人となった場合の排出量は約 66 千 t-CO2 になるものと推計され、平成 25（2013）年度と比較して 32%、令和 2（2020）年度と比較して 12%削減されていることとなります。

なお、令和 12（2030）年度の「BAU排出量」は、社会保障・人口問題研究所が作成した令和 12（2030）年度の推計人口により算出したものです。

【図 20 温室効果ガス排出量の実績及び 2030 年度の BAU 排出量】



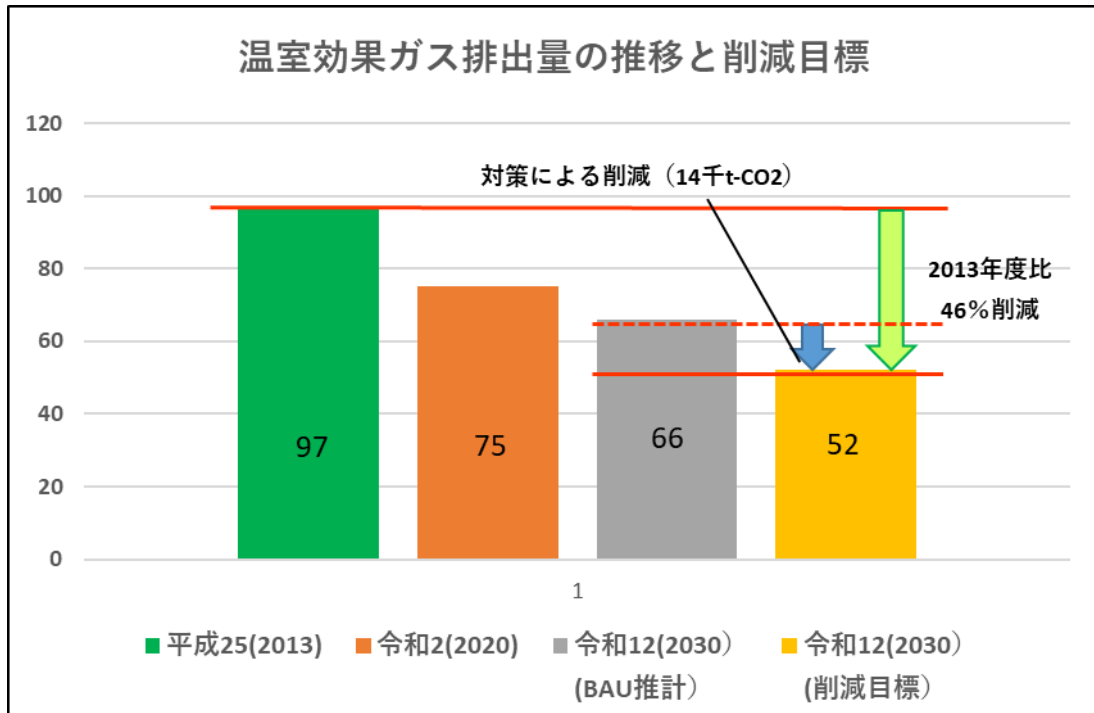
(自治体排出量カルテより作成)

■ 温室効果ガスの削減目標

国の温暖化対策計画及び京都府地球温暖化対策推進計画では、中期的目標として温室効果ガス排出量を 2030 年までに 2013 年比 46%削減することとしており、本町も同じ削減率を目指すものとします。そのためには 2030 年の BAU 推計排出量である 66 千 t-CO₂ からさらに 14 千 t-CO₂ 削減し、52 千 t-CO₂ とする必要があります。

この削減目標を達成するためには、様々な取組が必要となります。

【図 21 温室効果ガス排出量の削減目標】



(自治体排出量カルテより作成)

■温室効果ガス排出量削減のための対策

電力使用に伴う温室効果ガスの排出量は、町内での年間排出量の3割以上を占めており、再生可能エネルギーの導入量を増加させることは排出量の削減にとって重要と考えられます。

人口の減少に比例して電力使用量が減少し、さらに、電力の使用に伴う温室効果ガスの排出係数を国の地球温暖化対策計画で目標とする令和12

(2030)年度の係数を適用することで一定の削減が見込めますが、削減目標を達成するために必要な太陽光発電など再生可能エネルギーによる発電量は、町の補助金で設置される家庭用太陽光パネル分を差し引いてもおよそ15,000MWhとなります。ただし、これは単純に人口の減少率から算出した数値であるため、実際には事業所や設備の増減、省エネ化などにより変動すると考えられます。

今後、再生可能エネルギーによる発電量を増加させるためには、家庭用だけでなく、公共施設や事業所への設備の設置を推進することが重要です。

基本目標 1-1 温室効果ガス排出量を削減する

再生可能エネルギーの利用促進や家庭・事業所の省エネルギー化、森林の適正管理により温室効果ガス排出量の削減を図ります。

町の取組（施策）

（１）温暖化対策計画の推進と意識啓発

- ・宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）の進行管理を行い、適時見直しながら目標達成に向けて計画を推進します。
- ・町広報等を活用し、住民や事業者温暖化対策の推進等に関する意識を高めるための啓発を行います。

（２）再生可能エネルギーの利用促進

- ・「脱炭素促進地域」への認定申請や「再生可能エネルギー促進区域」の指定等、再生可能エネルギーの利用促進を図る方策を検討します。
- ・国、府、町の支援制度を最大限活用し事業所や家庭への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ・PPA などによる公共施設や事業所への再生可能エネルギー施設の設置を促進する方法を検討します。
- ・公共施設への充電設備の設置などにより電気自動車等低公害車の普及促進を図ります。

（３）省エネルギー化の推進

- ・国の支援制度等を活用し、事業所や住宅の省エネルギー化を促進する方法を検討します。
- ・省エネ家電への買い替え促進を図る方策を検討します。
- ・新設する公共施設には BEMS や ZEB を導入します。

(4) 公共交通の利用促進

- ・ 町営バス等、住民の足となる公共交通を確保し、その利用促進を図るとともに、地域、交通事業者、行政の連携と役割分担による広域的な公共交通を支える体制づくりを検討します。

(5) 森林の適正管理

- ・ 森林環境譲与税※40 を最大限活用し、放置林での森林施業を促進します。
- ・ 森林施業による二酸化炭素の吸収量を算出し、クレジット化等森林所有者の利益を確保する方策を検討します。
- ・ 町内産・府内産木材の利用を促進します。

(6) 廃棄物の削減（基本目標2関連）

- ・ 焼却処理される一般廃棄物の排出量を削減します。

事業者の取組

- ・ 町が実施する温暖化対策に協力します。
- ・ 事業所の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・ 事業所に再生可能エネルギー施設を設置するよう努めます。
- ・ 事業所での節電や廃棄物の削減に努めます。
- ・ 原料や物品の調達、製品製造や出荷において環境負荷の低減に努めます。
- ・ 低公害車の導入に努めます。
- ・ 地域での温暖化対策への取り組みに貢献するよう努めます。

住民の取組

- ・ 不要な照明や電源を落とすなど意識して節電に努めます。
- ・ 無駄な買い物や食品ロスの発生を防ぎ、ごみの削減に努めます。
- ・ リサイクル可能なものはできるだけ資源物収集や古紙回収などに出します。
- ・ 家電製品を省エネ性能の高いものに更新し、家電リサイクル対象品は温室効果ガスが大気中に放出されないよう、適正にリサイクルします。
- ・ 自宅の省エネルギー化や断熱化に努めます。
- ・ 電気自動車等、低公害車の導入に努めます。
- ・ 環境負荷の低い商品の購入や地元農産物の利用に努めます。
- ・ 公共交通機関の利用に努めます。
- ・ 地球温暖化に関する公的機関の情報に関心を持ち、常に意識して行動するよう努めます。

コラム:デコ活

「デコ活」とは、環境省により「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」として推進されているもので、公募により決定された愛称です。その意味は、「二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)炭素(Decarbonization)と、環境によりエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた」新しい言葉です。

「地球温暖化」「脱炭素」というワードは広く浸透していますが、国民・消費者の間ではまだ具体的な行動に結びついていない状況であるため、10年後の「生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、2030年の温室効果ガス削減目標も達成する、新しい暮らし」を提案しています。

具体的な「デコ活アクション」として、まずは「デ(電気も省エネ 断熱住宅)」「コ(こだわる楽しさ エコグッズ)」「カ(感謝の心 食べ残しゼロ)」「ツ(つながるオフィス テレワーク)」を推進し、企業・自治体・団体等と協力し、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を後押しし(「デコ活応援団」)、脱炭素製品・サービス等の需要を強力に創出するため、国民の間でも実践と拡散への協力を呼び掛けています。

コラム:温室効果ガス

●温室効果ガスとは

温室効果ガスとは、地表面から放出される赤外線を吸収し、大気圏外に放出されにくくすることで地表面付近の大気を温める効果(温室効果)をもつガスのことです。。

●温室効果ガスの種類と温暖化係数

温室効果ガスには多くの種類があり、最も代表的なものは二酸化炭素(CO₂)で、人間の活動に由来する温室効果ガス排出量の約 90%を占めています。次いでメタンが 2.3%、一酸化二窒素が 1.7%で、フロン類はまとめて 5.1%となっています(2021 年度の日本国内排出量)。

温室効果ガスによりその効果の強さは異なり、二酸化炭素を1とすると、メタンは 25, 一酸化二窒素は 298 などですが、フロン類の中で最も強い六フッ化硫黄(SF₆)は 22,800 となり、この強さのことを温暖化係数と言います。

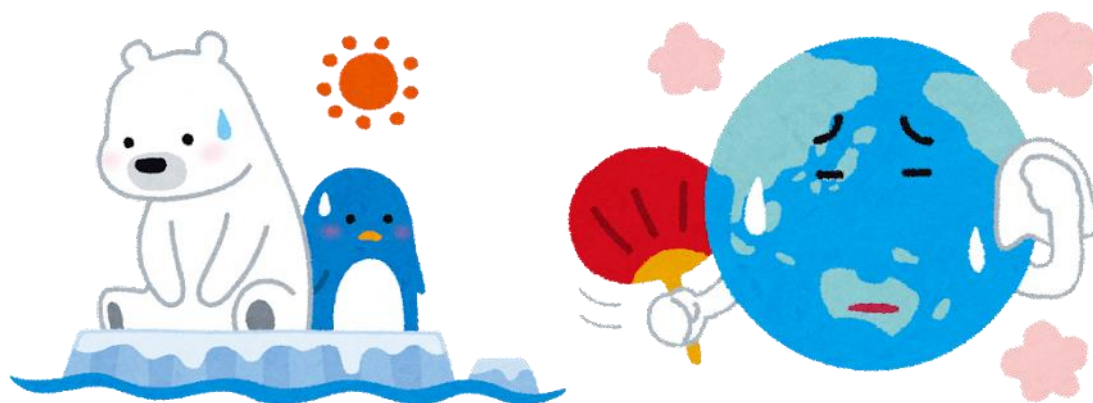
●温室効果ガスの発生源

人間を含む動物の呼吸や家畜のゲップ、ものを燃やしたり腐敗した時、機械の冷媒から漏れ出したものなど、発生源は様々です。特に、産業革命以降、石炭や石油などの「化石燃料」の使用が増加したことが大きな要因となっています。

●温室効果ガスの量

一度大気中に放出された温室効果ガスは自然に減少することではなく、そのうちの二酸化炭素は植物の光合成などにより吸収されますが、原則として増加する一方となります。

産業革命前の約 200 年前は地球の二酸化炭素濃度は約 280ppm であったものが、2013 年には 400ppm を超えています。



コラム:地球温暖化の弊害

現在の地球の平均気温は 14℃前後ですが、温室効果ガスがなければマイナス 19℃ほどになりますので、温室効果ガスは必要なものと言えます。しかし、温室効果ガスの濃度がさらに上昇すると、気温が上昇し、様々な弊害をもたらします。

●海水面の上昇

海面は 20 世紀中に 19cm 上昇し、熱膨張や氷河の融解などにより 21 世紀中に最大 82cm 上昇すると予想されています。海面の上昇によって沿岸地域は水没の危機に直面し、特に小さな島々で構成される南洋の国々では、国家そのものが存亡の危機にさらされています。

●熱中症のリスク増大

令和5(2023)年夏の気温は過去最高を記録し、京都府南部の7~9月の最高気温平均と真夏日・猛暑日の日数は平成 27(2015)年度以降で最高・最多となりました。気温の上昇とともに熱中症のリスクが高まり、高齢者を中心に救急搬送が増加しました。

●生態系や農林漁業への影響

農作物の品質低下や栽培に適した地域の変化、海水温の上昇による魚介類の分布域が変化、高温を好む生物の分布域の拡大北上など、身近な自然環境の変化や産業への影響が懸念されています。

●感染症の拡大

気温の上昇により、感染症を媒介するが増加し、マラリア、デング熱などの熱帯性の感染症が増加することが懸念されています。

●自然災害の増加

台風の大型化や極端な大雨の増加で、土砂崩れや洪水などの災害発生のリスクが高まります。



コラム:再生可能エネルギー

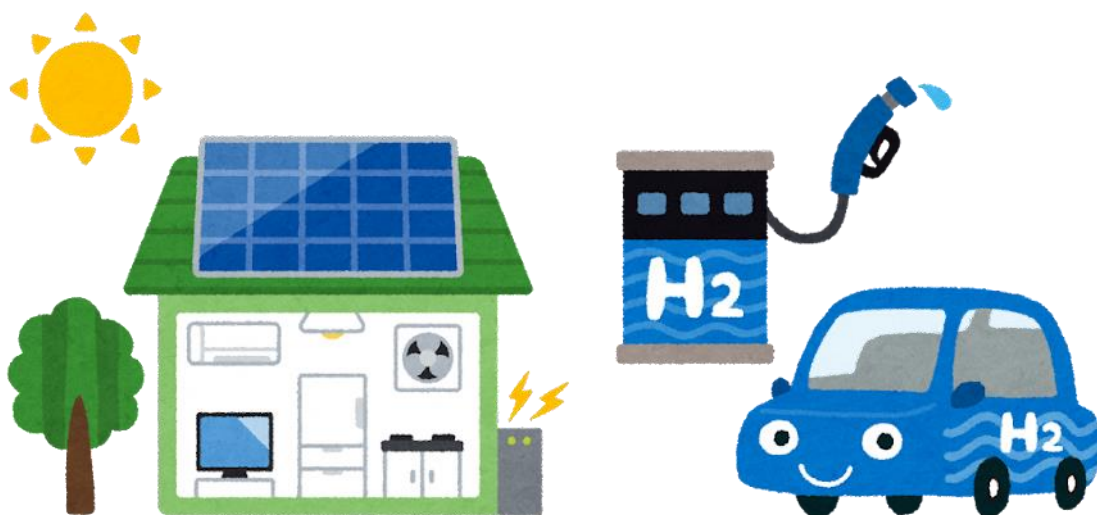
「再生可能エネルギー」とは、平成 21(2009)年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(再エネ法)」および同施行令により定義された非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用できると認められるもの(法第2条第3項)で、

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物)の7種類(施行令第4条)が規定されています。ただし、規定されてはいませんが、波力、潮汐力なども含めることがあります。

石油や石炭、天然ガスなどの有限な化石エネルギーと異なり、地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーで、その大きな特徴は、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない(増加させない)」の3点です。

特に太陽光発電は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)により発電設備と発電量が増加していますが、一方で広大な山林を切り開いて発電設備を設置することによる自然環境の破壊や災害の発生が懸念されています。

とはいえ、再生可能エネルギーの導入推進は温室効果ガス排出量の削減には有効な手段であるため、国では導入促進を図る一方で、無秩序な設置が行われないよう、ガイドラインの策定などを行っています。



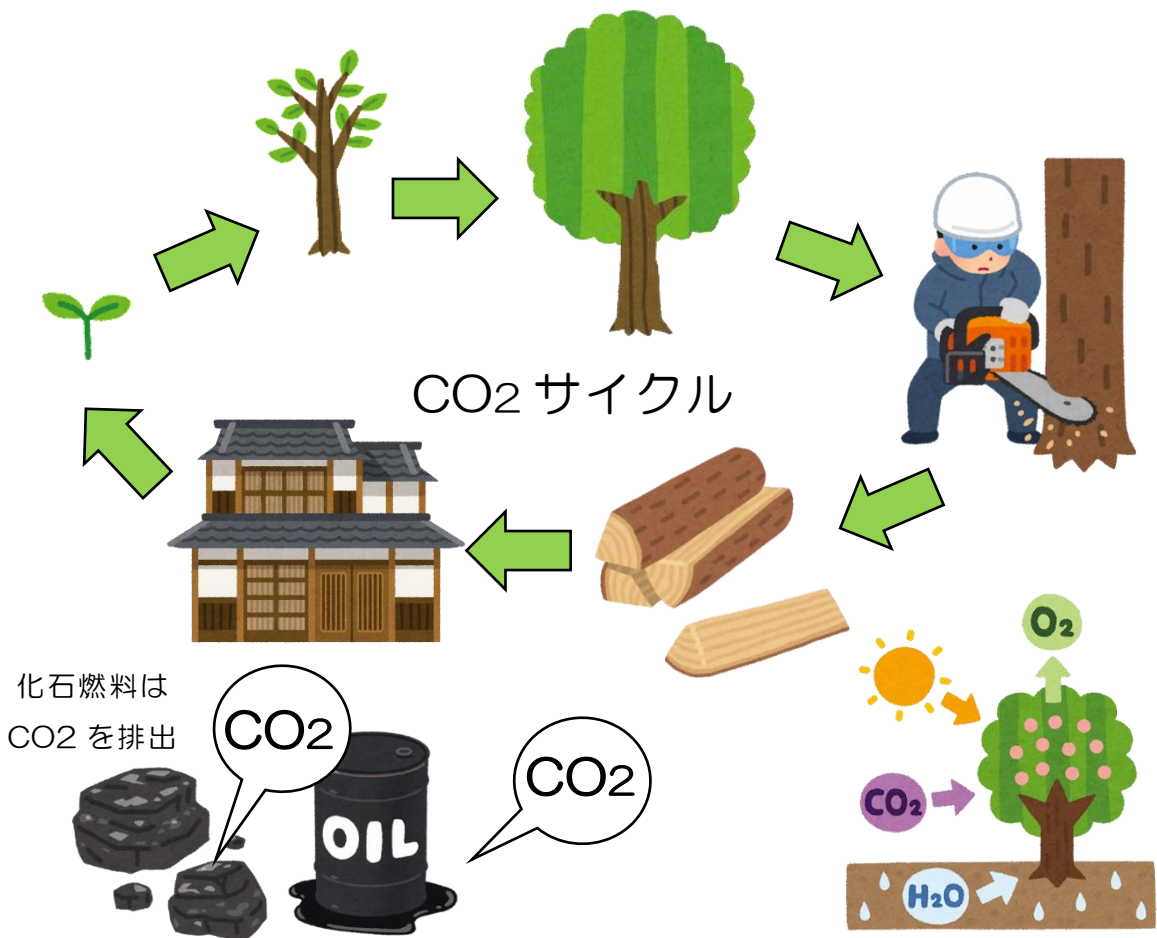
コラム:木材利用による温室効果ガスの吸収

石油や石炭といった化石燃料は、太古の動植物の遺体(炭素を含む有機物)が地中や海底で長い時間をかけて変化したもので、それを採掘し、燃焼させると、二酸化炭素が放出されるため、大気中の二酸化炭素濃度が高まり、地球温暖化の原因となります。

植物は二酸化炭素と水を吸収し、太陽光により光合成の働きで有機物を作り出します。そして、成長することで炭素を体内に蓄積します。

樹木を燃焼したり、植物体が腐敗して分解すると二酸化炭素が放出されますが、もともと大気中から吸収したものであるため、総量が増加することにはなりません。樹木を木材に加工し、建築物などに利用すると、二酸化炭素を長期間閉じ込めることとなります。そのため、樹木を育て、木材として利用し、また新たに植樹して育てることを繰り返すことは、大気中の二酸化炭素の削減に貢献することとなります。

なお、二酸化炭素の吸収量は、大きく成長した樹木よりも生長途中の若い樹木の方が高いとされているため、植樹、育成、伐採のサイクルを継続することは温室効果ガスの削減や温暖化の防止のために大きな意味があります。



基本目標 1-2 進行する気候変動に適応する

現に進行する温暖化による気候変動に対し、命や健康、産業などを守るための手立てを講じる必要があります。

町の取組（施策）

（１）熱中症対策

- ・ 町広報等を通じて夏期の熱中症予防について啓発します。
- ・ 環境省の「熱中症警戒アラート」の活用を推進します。
- ・ 町の公式アカウントからSNSを活用した情報発信に努めます。

（２）災害対策

- ・ 様々な手段を用いた災害対策に関する情報を発信します。
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理体制の構築を図ります。
- ・ 災害の要因となる無謀な開発が行われないよう監視し、事業者に必要な指導を行います。
- ・ 防災パトロール等で町内の危険箇所を把握し、改良工事等必要な措置を行います。

事業者の取組

- ・ 事業所の適切な温度管理等労働環境の整備により従業員の熱中症の予防に努めます。
- ・ 事業所内を常に点検し、災害発生時の事故のリスク低減に努めます。
- ・ 災害発生時に危険物や有害物質が漏洩しないよう安全管理に努めます。
- ・ 悪天候等災害発生の可能性が高い場合は自宅待機や早退等従業員の安全確保に努めます。

住民の取組

- ・ 気象情報や熱中症警戒アラートなどの情報を収集し、猛暑日での不要な外出を控える等、熱中症の予防に努めます。
- ・ 防災マップ等で町内の危険箇所を把握し、災害発生時のリスク低減に努めます。
- ・ 日ごろから避難体制や避難箇所等について想定し、災害発生時に速やかに行動できるよう備えます。
- ・ 住宅内を整理し、不用品を処分することで災害廃棄物の発生を抑制するよう努めます。

コラム:熱中症の予防

温暖化で気温が高い日が続くと、「熱中症」になる危険性が増大します。

熱中症は、気温や湿度が高く、強い日差しや風が弱い屋外や、冷房の効いていない室温が高い屋内で(環境要因)、高齢者や乳幼児、疾病や体調不良の方などが(身体要因)、激しい運動や作業、水分補給ができない状態が重なり(行動要因)、体温の上昇と調整機能のバランスが崩れて体内の熱が排出できなくなり発生します。

熱中症を予防するためには

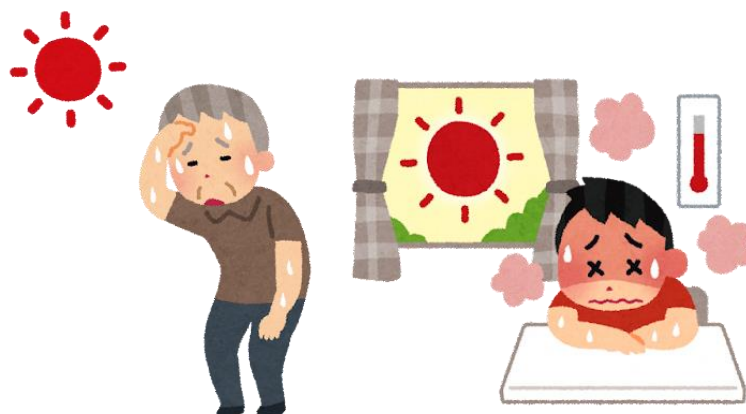
- ・気温の高い屋外での激しい運動を避ける
- ・日陰に入る、帽子の着用や日傘を利用する
- ・適度な水分や塩分を補給する
- ・涼しい屋内に入る、エアコンで適切な室温に調節する
- ・涼しい服装にする

ということを心がける必要があります。特に、夏の屋外での活動の際には飲み水の携行を忘れないようにすることが必須です。

環境省と気象庁では、令和3(2021)年度から、「暑さ指数」が 33 を超え、熱中症の危険性が極めて高くなると予想されると、「熱中症警戒アラート」を発表しています。熱中症警戒アラートは「熱中症予防情報サイト」で発表されるほか、メール配信サービスも利用できます。



熱中症予防情報サイト



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 2



ごみの削減に取り組むまち (循環型社会)

基本目標 2-1 ごみを削減し適正に処理する

基本目標 2-2 資源のリサイクルを促進する

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
家庭ごみ排出量 (1人1日あたり)	620 g	600 g	580 g

※町が家庭ごみとして収集した可燃及び不燃ごみの合計（埋立・土砂除く）



基本目標 2-1 ごみを削減し適正に処理する

環境衛生を保持し人の健康を守るためにはごみを適正に処理する必要があり、収集運搬体制の整備や意識啓発を進めます。

町の取組（施策）

（１）ごみの排出量削減

- ・住民や事業者に対し資源物のリサイクルを促進し、ごみとして処分される量が削減されるよう啓発を行います。
- ・「食品ロス」を削減する方策を検討します。
- ・生ごみが削減されるよう、「生ごみ処理機」の設置を促進します。
- ・城南衛生管理組合及び構成市町とともにごみの削減方法について検討します。

（２）家庭ごみの適正処理

- ・「ごみの出し方ハンドブック」や「ごみの分け方・出し方チラシ」を発行し、ごみの分別や適切な処理について啓発します。
- ・町の広報紙やホームページで適時テーマ別の情報を発信します。
- ・町ホームページのごみ分別検索機能の充実を図ります。
- ・適切に分別し排出された家庭ごみを直営または委託により収集運搬します。
- ・近隣の市町とともに一部事務組合城南衛生管理組合を運営し、一般廃棄物を適正に処理します。
- ・「ふれあい収集」でごみの排出が困難な方を支援します。
- ・大量にごみを処分する場合は城南衛生管理組合処理場への自己搬入や、町が許可した一般廃棄物処理業者へ委託するよう啓発します。

(3) 事業ごみの適正処理

- ・事業者に対し、事業活動で発生した一般廃棄物を自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託して適切に処理するよう啓発します。
- ・零細業者や個人事業者に、事業系一般廃棄物を家庭ごみと区別して処理するよう啓発します。

(4) ごみの野焼き対策

- ・家庭や事業所のごみを法の基準を満たさない設備で焼却処理しないよう啓発します。
- ・農家に対し農地等での野焼きを実施しないよう啓発します。

コラム：城南衛生管理組合

城南衛生管理組合は、宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、井手町、そして宇治田原町で構成され、一般廃棄物を処理するため設置された一部事務組合です。

構成市町で収集された家庭系または事業系一般廃棄物は組合の処理施設へ搬入され、焼却、破碎、選別などの中間処理が行われています。

処理された廃棄物のうち、金属、ガラス、ペットボトルなどリサイクル可能なものは再生事業者に引き渡され、焼却灰や埋め立て処分するものは大阪湾などの最終処分場まで運搬されます。

処理施設では構成市町の住民や事業者からの直接搬入を受け付け、剪定枝は木材チップに加工し、住民や農家に配布されています。

組合は構成市町の市町長が正副管理者を努め、構成市町議会から選出された議員により組合議会を構成します。

組合ではごみだけでなく、し尿の汲み取り処理を行い、ごみとし尿の処理や組合の運営に係る費用の一部は構成市町が負担しています。

事業者の取組

- ・リサイクル可能なものはできるだけ再資源化に努め、ごみの排出量削減に努めます。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物を区別して適切に処分します。
- ・家庭ごみと事業ごみを区別して処分します。
- ・一般廃棄物は自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託して処分します。
- ・廃棄物を不適切な方法で焼却処分しません。
- ・町が実施する一般廃棄物処理施策に協力します。

住民の取組

- ・無駄な消費を減らし、食品ロスの削減に努め、ごみの排出量を削減します。
- ・生ごみ中の水分を減らし、軽量化に努めます。
- ・リサイクルできるものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・町の分別や排出ルールに従い、適切に排出します。
- ・一度に大量のごみを処分する必要があるときは、城南衛生管理組合処理場への自己搬入または町の一般廃棄物処理業許可業者に委託します。
- ・ごみステーションを利用者で維持管理し清潔の保持に努めます。
- ・ごみを自ら不法投棄しないよう、また、不法投棄されるおそれのある違法な処理業者に処理を依頼しません。
- ・町が実施する環境衛生保全事業に協力します。

コラム:ごみの分類

一口に「ごみ」といっても、生ごみ、紙くず、空き缶など様々ですが、ごみ(廃棄物)の分類は法律(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」)で定義されており、「産業廃棄物(事業活動で発生する金属やプラスチックなど)」以外のものは「一般廃棄物」となります。

また、町の条例(「宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」)では、一般廃棄物のうち家庭生活中で発生するものを「家庭系一般廃棄物」、事業活動で発生するものを「事業系一般廃棄物」と定義しています。

産業廃棄物と一般廃棄物は処分するためのルールが定められており、廃棄物の収集運搬や処分を事業として行う場合は、一部例外の除き、産業廃棄物は都道府県の一般廃棄物は市町村の許可を受けなければなりません。

宇治田原町では、一般廃棄物のうち、家庭系は町が、事業系は事業者自身または町の許可業者が収集運搬を行い、「中間処理(選別、破碎、焼却等)」は一部事務組合の「城南衛生管理組合」が担っています。

町が収集するごみは、処理作業をスムーズに行えるよう、分別ルールを定めて排出してもらっています。なお、空き缶やペットボトルなどは「資源物」としてリサイクルを推進しています。

大まかなごみ(廃棄物)の分類

廃棄物	産業廃棄物		金属、プラスチック、廃油、汚泥など
	一般廃棄物	事業系	紙くず、木材等(業種によっては産業廃棄物)
		家庭系	「燃やすごみ」紙くず、生ごみ等
			「燃やさないごみ」資源物以外の金属、ガラスなど
			「資源物」(飲食料缶、飲食料びん、ペットボトル、プラマーク、紙パック)
その他(し尿、動物の死体、剪定枝、家電リサイクル対象品など)			

※家庭系の分別は令和5(2023)年度時点

コラム:家庭ごみと事業ごみの区別

家庭生活中で発生するごみは「家庭系一般廃棄物」、事業活動で発生するごみは「産業廃棄物(産廃)」または「事業系一般廃棄物(事業系一廃)」ですが、処理方法が異なるため、区別して処理しなければなりません。

「事業所の従業員が出すごみ」

事業所から出るごみはすべて産廃もしくは事業系一廃です。従業員が飲食して発生する金属やプラスチックは産廃として処理します。業種によっては紙や木くずも産廃になる場合があります。



「事業所と住居を兼ねている場合」

事業活動に伴い発生したごみは産廃または事業系一廃で、家庭生活中で発生したごみは家庭系一廃となります。

商品の在庫や梱包、製造で発生したもの、伝票などの物品や、飲食店の食品残渣は家庭ごみとして排出することはできません。

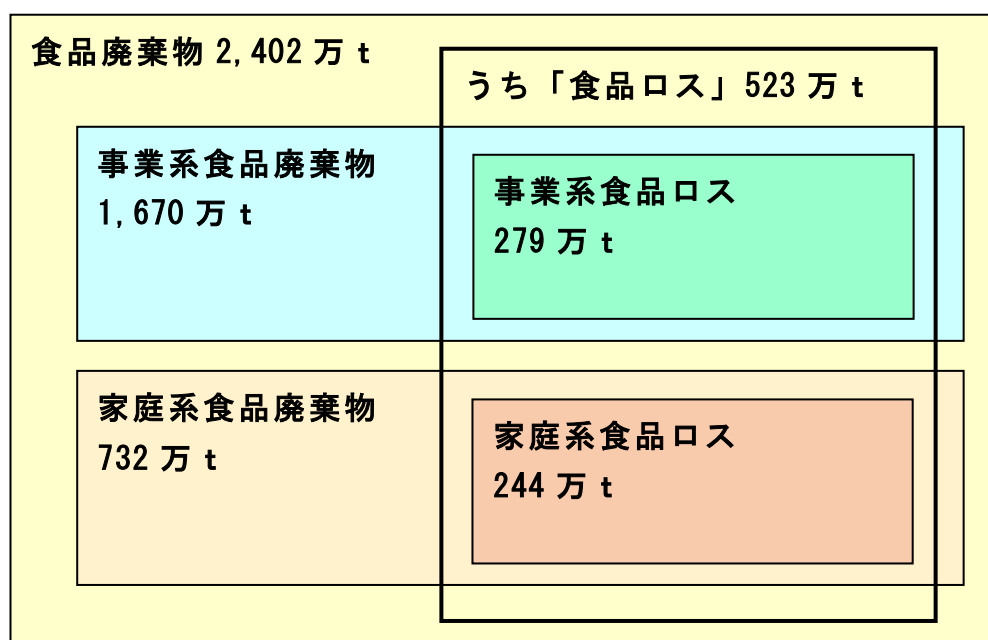


コラム:食品ロス

「食品ロス」とは、「食べられるのに捨てられる」食品のことで、骨や殻、野菜や果物の皮、種など「可食部」以外の部分や、収穫されずに廃棄される農産物等は含みません。

日本国内では、令和3(2021)年度中に約 523 万t、一人あたり年間で42kg、1日あたり114gが食品ロスとなっています。これは年間一人あたりのお米の消費量、毎日おにぎり1個分に相当する量です。食品製造・販売業や飲食店からと家庭からの排出量はおよそ半量ずつとなり、家庭からの排出の大部分は利用せず直接廃棄されるものと食べ残しによるもので占められています。

国内の食品ロス



食品ロスが増加すると、処理するごみが増加し、処理費用や処理する過程で発生する温室効果ガスも増加することになります。

食品ロスを削減するためには

- ・必要以上に買いすぎない、作りすぎない
- ・外食での必要な量の注文、食べきり

などを心がけることが重要で、食品製造・販売業者、飲食店、家庭での取り組みが必要です。

コラム:なぜ「野焼き」はいけないのか？

「廃棄物処理法」では、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないとしています(第16条の2)。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

政令では「国や地方公共団体が施設の管理のために必要なもの(堤防除草等)」「災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの」「風俗慣習上又は宗教上の行事に必要なもの(護摩焚き、とんど等)」「農林漁業を営むためにやむを得ないもの」「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」と規定されていますが、「農林漁業のやむを得ないもの」とは、伝統的な焼き畑農業や草原の維持のための火入れなど、現地での焼却以外に手段がない場合です。

伝統的に田畑で刈草やもみ殻を焼却してきましたが、野焼きによる低温の焼却ではダイオキシンやPM2.5等の有害物質が発生し、大気汚染や健康被害の要因となるため、見直す必要があります。



コラム:ごみを減らすために

ごみを処理する場合、排出されたごみを収集運搬し、中間処理(焼却等)を行い、最終処分(埋立等)するまでの一連の過程で、温室効果ガスが排出されるとともに多額の費用を要し、また、最終処分のための処分場が必要となります(現在は大阪湾などに埋め立て)。再資源化の環境が整備され、以前よりもごみの量は減少傾向であるものの、環境面や費用面の負担は小さくありません。どうしてもリサイクルできないものもあるため、ごみの発生量を抑えることが最良の方法です。

「燃やすごみ」の中にはリサイクル可能な紙ごみが相当量含まれていることがわかっているため、紙ごみリサイクルを進める他、生ごみに含まれている水分含有量を減少させることでごみ全体の重量を軽減できれば、収集運搬にかかる燃料や焼却量も削減できます。

生ごみの量や水分量を減少させるためには、

- ①ごみとなる食品を減らす(食品ロスの削減)
- ②たい肥化や乾燥で発生量や重量を軽減する

等の方法があり、宇治田原町では、生ごみのたい肥化や乾燥処理機の購入に対して補助金を交付しています。

基本目標 2-2 資源のリサイクルを促進する

「ごみ」として処理されるものを減らし、循環型社会を構築するためには、できるだけ資源としてリサイクルを促進する必要があります。

町の取組（施策）

（1）資源物のリサイクル促進

- ・ 町が資源物として指定している分別方法に従って排出されるよう住民に啓発します。
- ・ 紙ごみ等、地域の古紙回収で対象としているものはできるだけごみとして排出しないよう啓発します。
- ・ 地域での古紙等の集団回収に対して補助金を交付し、その活動を支援します。
- ・ 廃食用油及びペットボトルキャップの拠点回収を推進します。
- ・ 小型家電製品を役場等で拠点回収しリサイクルを推進します。
- ・ 家電リサイクル対象品の処理方法を周知し、適切なりサイクルを推進します。
- ・ 充電電池及びバッテリー等の処理困難物を拠点回収し、適切なりサイクルを推進します。
- ・ 城南衛生管理組合による剪定枝チップ化物の配布について広報し、資源循環を推進します。
- ・ 容器包装物以外のプラスチック製品の分別回収を城南衛生管理組合及び構成市町と協調し推進します。
- ・ 城南衛生管理組合の「ボトル to ボトル事業」に協力し、再資源化率が向上するよう適切な排出方法について啓発します。

事業者の取組

- ・リサイクル可能なものはできるだけ再資源化に努めます。
- ・リサイクルしやすい素材や構造の製品開発や販売に努めます。
- ・町が実施するリサイクル促進事業に協力します。

住民の取組

- ・紙ごみは地域の古紙回収に出すように努めます。
- ・資源物は正しく分別しそれぞれの収集日に排出します。
- ・町が実施するリサイクル促進事業に協力します。

コラム: ボトル to ボトル

家庭から排出されたペットボトルは「資源物」として収集し、キャップとラベルを取り除いてから圧縮し、「容器包装リサイクル協会」に引き渡され、他のプラスチック製品としてリサイクルされてきました。しかし、新たなペットボトルを製造するためには、原料として新たに石油を使用する必要がありました。

近年、飲料メーカーでは、使用済みのペットボトルを直接ペットボトルの原料としてリサイクルする「水平リサイクル」への取組が進められており、城南衛生管理組合では、令和4(2022)年度から管内の飲料メーカーの工場と協定を締結し、構成市町から収集されたペットボトルを引き渡す「ボトル to ボトル」事業に取り組んでいます。

水平リサイクルは使用済みペットボトルを直接次のボトル製造の原料とするため、新たに石油を使用する必要がありません。

リサイクル率を高めるためには、排出時に「中身を空にし水ですすぐ」「キャップとラベルを取り外す」ことに心掛けましょう。

コラム:環のくらし地域活動促進事業

宇治田原町では、区や自治会(実施団体)が回収業者と契約し、古紙回収に取り組んでいただいています。令和4(2022)年度の回収実績は、新聞、雑誌、段ボール、古布、紙パックの合計で 331,880kg でした。町では、回収実績に応じ、1kg あたり5円の補助金(「環のくらし地域活動促進事業補助金」)を交付し、実施団体の環境保全活動などに役立てられています。

城南衛生管理組合の分析では、令和3(2021)年度中に「燃やすごみ」として搬入されたごみをサンプリング調査したところ、リサイクル可能な紙が重量の約 21%を占めており、年間に換算すると約 11,000t にも及びます。その内訳は、きれいな段ボール、雑誌、新聞、カタログ等で、これらがリサイクルされていけば、排出される温室効果ガスやごみの処理費用が大幅に削減できるとともに、地域の古紙回収に出されれば、それだけ実施団体の収入につながります。

すべての団体が実施しているわけではありませんが、町が資源物として収集している空き缶や紙パックも古紙回収の一環として回収されれば、温室効果ガスの削減、ごみの処理費用(住民負担)の削減、実施団体の収入増となり、これは「一石三鳥」といえます(空き缶は町補助金の対象外)。

なお、古紙回収の対象となる「紙ごみ」は、汚れていない、プラスチックやビニール、アルミなどがついていない、コーティングされていない紙で、名刺大以上の大きさであれば対象となります。



コラム:小型家電リサイクル

従来「燃やさないごみ」として処理されてきた家庭用電気製品(家電)の中には、多くの金属が使用されており、中でも、金などの希少金属の含有率は自然の鉱山を上回る場合があり、「都市鉱山」とも呼ばれています。こうした資源のリサイクルを促進するため、平成 25(2013)年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行されました。

本町を含む城南衛生管理組合の構成市町では、平成 27(2015)年 10 月からの実証事業を経て、翌年度から公共施設等での小型家電の拠点回収に取り組み始めました。

本町では、役場と総合文化センターに専用の回収容器を設置し、投入された小型家電を回収して国が認定しているリサイクル事業者に引き渡しました。令和3(2021)年に開催された「東京オリンピック・パラリンピック 2020」では、小型家電から回収されリサイクルされた金や銀を材料に、選手に授与するメダルを製作する「都市鉱山でつくる！みんなのメダルプロジェクト」にも参加しました。

当初は回収品目が限られていましたが、現在では、デスクトップパソコンやモニター、掃除機など、幅広い品目を回収し、城南衛生管理組合を通じて認定事業者を引き渡されています。

なお、事業で使用していたもの※1、電池やバッテリー※2、加熱式たばこ、「家電リサイクル対象品※3」は回収していません。

※1事業で使用したものは産業廃棄物

※2充電電池やバッテリーは役場建設環境課窓口で回収

※3家電リサイクル対象品は処理方法が異なる



コラム:家電リサイクル

家電製品に含まれる金属などをリサイクルし、埋め立て処分量を削減するため、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」が平成10(1998)年に施行され、対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機)の引き取りを小売業者に、リサイクルを製造業者・輸入業者に義務付け、消費者(排出者)がリサイクル料金と収集運搬料金を負担する仕組みが整備されました。

本町では、対象品目を①販売業者による引き取り、②排出者自身が指定の処分場へ搬入する、③町が排出者宅から引き取る、のいずれかの方法で処分していただいています。

処分方法

①同等品に買い替える場合または元の販売業者がわかる場合

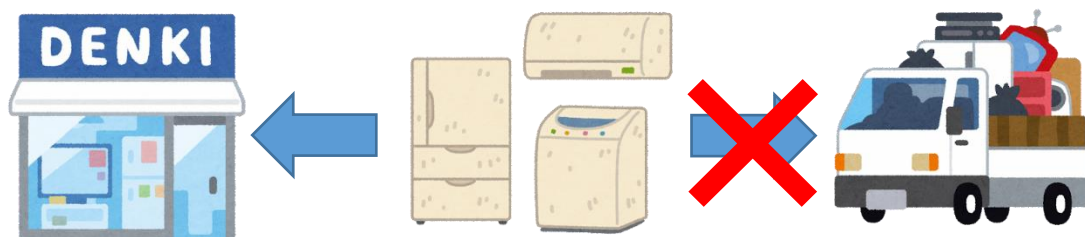
- ・この場合、販売業者には対象品を引き取る義務があります。
- ・リサイクル券を用意するか、リサイクル料を支払うことで処分してもらえます(別途運搬料が必要な場合あり)。

②買い替えではなく不要な家電製品を処分するだけの場合

- ・リサイクル券を用意し、指定の処分場へ自分で運搬します。
- ・自分で運搬できない場合は町が引き取ることができます(リサイクル料とは別途1台あたり3,000円が必要)。
- ・元の販売業者が不明な場合も同様です。

リサイクル料は家電の種類や大きさ、メーカーにより異なり、引き取りを依頼する前に必要な金額のリサイクル料を郵便局で支払う必要があります(リサイクル券)。

町中を巡回したり広告を入れるなどし、「不用品回収」をうたう業者がいますが、法外な料金を請求されたり、不適切な処理で不法投棄するおそれがあるので、正規の手順で処分してください。



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 3



快適で暮らしやすいまち (生活環境)

基本目標 3-1 環境汚染を防止する

基本目標 3-2 生活環境を保全する

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
田原川の水質	「河川」類型 A を維持	同	同
汚水衛生処理率	82.8%	85%	87%以上
狂犬病予防 注射接種率	65%	67%	70%以上

※田原川の水質は最下流の調査地点である「蛸橋」による

※維持すべき水質は「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」とする



基本目標 3-1 環境汚染を防止する

開発の進展に伴い事業所や交通量が増加すると、環境汚染が懸念されますが、良好な生活環境を守るためには様々な対策が必要です。

町の取組（施策）

（１）公害の防止

- ・ 事業所の設置計画に対して、規制基準を遵守し、周辺環境の保全に配慮するよう指導します。
- ・ 規制の対象となる「特定施設」を設置する事業所に届け出を行い、規制基準を遵守するよう指導します。
- ・ 「環境保全協定」※41 を締結した事業所に協定内容の遵守を求めます。
- ・ 騒音や臭気等について周辺から苦情があった場合は、発生源の事業所に対策と改善を求めます。
- ・ 事業場から汚染物質や濁水等の漏洩があった場合は原因者に対策と今後の事故防止を指導します。
- ・ ごみの野焼きをしないよう啓発し、行為者に指導します。

（２）環境汚染の監視

- ・ 町内の河川や地下水を検査し、水質を監視します。
- ・ 交通量の増加で騒音の増大が懸念される場合は騒音測定を行います。
- ・ 環境汚染の検査結果の情報を公開します。

（３）汚水処理

- ・ 事業所や民家からの排水が適切に処理されるよう、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促します。
- ・ 浄化槽の機能が適切に維持されるよう、管理者に指導します。

事業者の取組

- ・ 各種公害防止法や京都府環境を守り育てる条例に規定する特定施設を設置する場合は、規定に基づき設置届等の手続きを行います。
- ・ 騒音や振動等の規制基準を遵守するとともに、環境基準に配慮し、周辺環境の保全を図ります。
- ・ 地域住民等から騒音や臭気について苦情があった場合は対策を講じて解決に努めます。
- ・ 公害防止の設備は早めに更新し、公害の発生を防止するよう努めます。
- ・ 事業場内を点検し、濁水や汚染物が場外に漏洩しないよう努めます。
- ・ 有害物質等の保管状況を把握し、不要になったものを速やかに適切に処分することで環境汚染の防止を図ります。
- ・ 漏洩事故等が発生した場合は関係機関に速やかに連絡し、その指示に従って対応します。
- ・ 地域住民の声に耳を傾け、信頼を得られるよう努めます。

住民の取組

- ・ 公共下水道整備区域では下水道に接続し、その他の地域では合併処理浄化槽を設置して、生活排水を適正に処理します。
- ・ 浄化槽は法定検査を受検し、必要なメンテナンスにより適正に維持管理します。
- ・ 汚水や油等を直接河川等に流さないようにします。
- ・ 自宅からの騒音や臭気等、近隣の迷惑とならないよう注意します。
- ・ ごみや草などを野焼きしません。

コラム:し尿の処理

家庭や事業所からの排水をそのまま河川等に流出させると水質汚濁の原因となります。特にし尿は法律に規定する方法(下水道や浄化槽等)により処理されたものでなければ、公共用水域等に放流してはならないとされています(浄化槽法)。

し尿の処理方法としては

- ・公共下水道
- ・浄化槽
- ・くみ取

のいずれかとなりますが、町では公共下水道と浄化槽の整備を順次進めており、公共下水道が整備された区域(処理区域内)ではくみ取便所が設けられている建築物の所有者は、下水道法により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を公共下水道に接続された水洗便所に改造しなければなりません。

ただし、町の下水道事業計画の予定処理区域以外の区域で、当分の間下水道の整備が見込まれない区域に専用住宅で処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置する場合は町が補助金を交付しています。また、浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域については、町が浄化槽を設置し管理します。

浄化槽にはし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、その他の生活排水とあわせて処理する「合併処理浄化槽」がありますが、法律上の「浄化槽」とは合併処理浄化槽のことを指します。

浄化槽を設置する建築物を新築する場合は、建築確認とともに浄化槽の設置届を行います。既存の建築物に浄化槽を新設する場合や、浄化槽を変更・廃止する場合は、町に届け出る必要があります。

浄化槽が適切にし尿を処理できるようにするには、浄化槽法により法定検査(「水質検査(7条検査)」と「定期検査(11条検査)」)を受けるなど、メンテナンスを行う必要があります。なお、水質検査の結果は検査者から京都府に通知され、結果が「不適」とされた浄化槽の管理者には適切な管理を行うよう指導されます。

基本目標 3-2 生活環境を保全する

わたしたちが健康で快適な生活を送るためには、日常生活の場である地域を清潔な状態に保つ必要があります。そのためには、住民や事業者がそれぞれの立場で生活環境の保全に努める必要があります。

町の取組（施策）

（１）ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

- ・ポイ捨てに悩む住民へポイ捨て禁止看板を提供します。
- ・不法投棄が頻発する箇所に警告看板や監視カメラを設置し監視します。
- ・山林や農地の所有者や管理者に不法投棄の予防について啓発します。
- ・関係団体等の協力を得て不法投棄の情報を収集します。
- ・不法投棄の行為者に対し行為の中止や廃棄物の回収を指導します。

（２）地域の美化活動の推進

- ・地域で実施されるクリーンキャンペーンや清掃活動を支援します。

（３）あき地・空家の適正管理

- ・あき地の所有者に対し、除草するなど適切に管理するよう指導します。
- ・空家の利活用を支援し、適正な管理を促します。

(4) 動物の適正飼育

- ・ 犬の飼い主に対し、登録や各種手続きを行うよう啓発します。
- ・ 狂犬病の予防接種をしていない飼い主に指導し、接種率の向上を図ります。
- ・ 動物の飼い主に対し、終生飼育や周囲への配慮について啓発します。
- ・ 動物を餌付けしないよう啓発します。
- ・ 猫の室内飼育を推奨し、去勢・避妊手術への補助制度創設を検討します。

事業者の取組

- ・ 事業所内の清潔を保持し、事業所周辺の環境保全に努めます。
- ・ 地域の環境保全活動に協力します。

住民の取組

- ・ 日常的に居住地周辺の清潔保持を心掛け、地域で実施される清掃や環境保全活動に協力します。
- ・ 山林や農地など所有・管理する土地への不法投棄の防止に努めるとともに、不法投棄された場合は自らごみを適切に処分します。
- ・ 外出先にごみ箱等がない場合は自宅へ持ち帰ります。
- ・ 所有・管理している土地や家屋を適切に管理します。
- ・ 動物は責任をもって終生飼育に努めます。
- ・ 犬を飼育する場合は登録等の手続きや予防接種を実施します。
- ・ 動物の飼育にあたり、周辺に配慮します。
- ・ 自ら責任をもって飼育できない動物を餌付けしたり、捨てたりしません。

コラム:まちをきれいにする推進員

「まちをきれいにする推進員」は、宇治田原町まちをきれいにする条例に基づき町が委嘱しており、町内で活動する美化清掃ボランティア団体のメンバーおよそ 100 名の方で構成されています。

主な役割は、地域で発生したポイ捨てや犬のフン放置、落書き行為の情報を町役場に伝えるというものです。

実際に推進員が発見した不法投棄の情報をもとに行為者を特定し、解決に至った事例もあります。

普段は美化清掃ボランティア団体として活動し、地域での清掃活動などに取り組まれています。町からもゴミ袋などの資材を提供し、集めていただいたごみを回収して処分しています。



コラム:あき地の除草等に関する条例

「あき地(人家及び道路に近接した宅地化された状態の土地又はそれに準ずる土地)」の所有者等は常に適正な管理につとめ、町は住民から不良状態のあき地がある旨の申出を受けたときは、あき地の所有者等に対し、除草するなどの措置を講じるよう指導します。

町では所有者等に連絡して適正に管理するよう依頼し、必要に応じて除草を委託できる事業者を紹介しています。

なお、該当するあき地等が農地である場合は、農業委員会を通じて所有者に適正な管理を依頼しています。

コラム:空家に関する制度

町では居住可能な空家を移住定住などに活用するため、所有者と移住希望者を結びつける空家情報マッチング制度「宇治田原町空家バンク」を開設しています。

所有者は売買・賃貸が可能な物件情報をバンクに登録し、利用希望者は町に利用登録を行い、登録されている物件の売買等を担当する協力宅建事業者を選びます。町では利用希望者と協力事業者の顔つなぎや物件の内覧等に職員の同行が可能です。

なお、利活用ができないような空家を解体除去する場合は費用の一部を補助しています。



コラム：犬は適切に飼いましょう

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生・まん延を防ぐため、生後 91 日以上の犬の飼い主は、犬を所有した日から 30 日以内に犬の登録（生涯に 1 回のみ）と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

犬の登録は、人間の住民票にあたります。登録した犬には、鑑札（金属プレート）をお渡ししますので、首輪につけましょう。すでに他市区町村で登録されている犬を購入・譲り受けた場合や町外から犬を伴って転入された場合は、所有者の住所・犬の所在地の変更届を、飼い犬が死亡した場合は、死亡届を役場へ提出してください。

また、令和 4（2022）年 6 月 1 日より、犬・猫を販売する業者（ペットショップやブリーダーなど）は、販売する犬・猫のマイクロチップ装着と環境省が定める登録データベースへの登録が義務づけられました。そのため、ペットショップ等からマイクロチップが装着された犬を購入した飼い主も所有者情報の変更登録が義務となっていますので、市町村への犬の登録手続きと合わせて、必ず手続きをしてください。

狂犬病予防注射は、毎年 1 回必ず受けましょう。注射を受けた際に「狂犬病予防注射済票（金属プレート）」をお渡ししますので、鑑札とともに首輪につけましょう。「注射済票」の交付を受けないと、注射が済んでいる記録が登録台帳に残りません。

登録や予防注射以外にも、周囲の迷惑にならないよう、飼い犬へのしつけや飼い主のマナーは欠かせません。周囲からの苦情に対しても、誠意をもって対応することが飼い主の責任です。特に多い苦情は、以下のとおりです。

●犬のほえる声がうるさい

⇒犬にとってもほえ続けることは負担になるため、ほえる理由を見つけ、原因から対処しましょう。

●放し飼い・リードをつけずに散歩している

⇒犬はしっかりつなぐか室内で飼い、外に出ないようにしましょう。リードは、犬にとってシートベルトです。必ず犬を制御する人がリードを持って散歩をしてください。

●道路や私有地にフンが放置されている

⇒犬のフンは飼い主が自宅へ持ち帰って処分するのがマナーです。また、散歩の前に自宅でトイレを済ます習慣をつけましょう。



コラム：狂犬病ってなに??

日本では長い間、狂犬病の発生がないため、その恐ろしさは薄れがちですが、狂犬病は人を含めてすべての哺乳類に感染の可能性があり、いったん発症するとほぼ 100%死に至る恐ろしい病気です。世界のほとんどの地域では、依然として野生動物（犬・猫・キツネ・コウモリなど）の間で流行し、感染した野生動物にかまれた犬が狂犬病を発症しています。また、海外渡航中の方が犬に咬まれ、帰国後に発症し死亡している事例もあります。発症した人から人へ感染することはありませんが、海外との行き来が多くなった現代では、いつ狂犬病ウイルスが侵入してもおかしくない状況です。



万が一、国内で狂犬病が発生した場合、すばやく発生の拡大とまん延の防止に努めなければなりません。そのためには、犬の飼い主が狂犬病の正しい知識を持ち、責任を持って犬の登録、毎年 1 回の狂犬病予防注射を確実に行うことが重要です。



狂犬病予防法では、犬の登録や予防注射をしていない犬は捕獲の対象になるほか、その所有者は 20 万円以下の罰金の対象となることが明記されています。

コラム：猫は適切に飼いましょう

猫は犬のように市町村への登録は義務づけられていませんが、ペットショップ等でマイクロチップが装着された猫を飼った場合は、環境省が定める登録データベースの所有者情報の変更登録が必要になります。

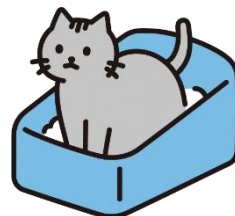
猫は完全室内飼育できる動物です。交通事故や病気、けがなどの危険から猫を守るために、以下のように環境を整えて、室内で飼うようにしましょう。

●立体的な運動ができる場所を設ける

⇒高い場所によじ登る行動は、猫のエネルギー発散につながります。外を眺める場所を設けるなどして、気を紛らわせることも必要です。

●トイレのトレーニングをする

⇒子猫のときは、浅いプラスチックトレイを代用し、大きくなれば市販の猫用トイレを使うと便利です。トイレはいつも清潔にしましょう。



●名札・マイクロチップをつける

⇒屋外に出て、迷子になったときのことを考え、名札やマイクロチップをつけましょう。

●避妊・去勢手術をする

⇒性格がおだやかになったり、望まない妊娠を防ぐことができます。発情行動もなくなり、病気の予防にもなります。手術については、動物病院に相談しましょう。

市町村や保健所等に、猫に関する苦情が多く寄せられています。特に多いのが、無責任なエサやりやフン尿被害です。困っているからと言って、行政では猫を捕獲することはできません。野良猫をかわいそうと思うのと同じように野良猫による被害で困っている人もいます。エサを与えるなら、少なくともフンの管理（トイレの設置・清掃）、置きエサをしない、避妊・去勢手術をするなど、愛情をかけてください。地域の理解のないままのエサやりはトラブルの元となるので、やめましょう。

コラム：京都動物愛護センター【愛称：動物愛ランド・京都】

京都動物愛護センターは、全国初の都道府県と政令市が共同して設置、運営する動物愛護・管理施設です。

【主な役割】

- 収容動物の適正な飼養管理
- 動物愛護啓発事業
- 犬・猫の譲渡事業
- 動物に関する情報発信
- 夜間動物救急センターの設置
- 災害時における動物の保護
- 被災動物のための救援物資の保管及び配布

保健所等で引取られた犬・猫は、一定期間保健所で飼い主から連絡を待った後、センターに移送され、専門家による健康状態、けがの有無、感染症の検査や譲渡に適しているかなど、詳細なチェックを行い、新たな飼い主との出会いに向け、トレーニング等がされます。

センターでは、定期的に保護された犬や猫の見学会や譲渡会が開かれています。センターのホームページには、新しい飼い主さんを待っている犬や猫の写真も掲載されていますので、ペットを飼おうと考えられた時には、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

《お願い》

ペットは飼い主が責任をもって、終生飼養してください。保健所や動物愛護センターは不要になったペットを引き取る施設ではありません！

- 所在地：〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現町 11 番地
- 電話：075-671-0336
- ホームページ：<https://Kyoto-ani-love.com/>



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 4



豊かな自然と共生するまち (生物多様性)

基本目標 4-1 自然環境の保全と活用

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
レッドリスト等の更新	2004 作成 (2018 一部修正)	分野ごとに順次作成・公開	
生物多様性地域戦略	未策定	調査研究	策定・公開
担い手認定農業者	48 人	50 人	53 人



基本目標 4-1 自然環境の保全と活用

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人類に食料や安全、文化などの恵みをもたらすものであり、多様な生物の生息・生育環境を将来世代に引き継ぐことは我々の責務です。

町の取組（施策）

（１）自然環境の保全

- ・ 町内の野生生物の生息状況を継続的に調査し、希少生物等の情報を蓄積します。
- ・ 調査や保全にあたり、環境省や京都府その他の研究機関、団体等と連携します。
- ・ 生物多様性保全の基本方針となる「宇治田原町生物多様性地域戦略」を策定します。
- ・ 生物多様性の価値や保全の重要性について啓発します。
- ・ 野生生物の過剰な採取や生息区域外からの持ち込み、放出を行わないよう啓発します。
- ・ 町有林を生物多様性保全の場として保全管理します。
- ・ 農薬や肥料を適正に使用することで環境負荷の低い農業を振興します。

（２）開発と保全の調和

- ・ 開発計画に対し町内の自然環境の保全に配慮を求めます。
- ・ 公共事業では生物多様性の保全に配慮した工法や材料を用います。
- ・ 調和のとれた開発が行われるよう、適正な土地利用を都市計画で誘導します。
- ・ 違法な開発行為を監視し、行為者には適正な対応をとるよう指導します。

(3) 自然とのふれあい

- ・ 町有林や末山及びくつわ池自然公園を生物多様性の保全や自然とのふれあいの場として活用します。
- ・ エコツーリズム等により豊かな自然にふれる機会を提供します。

(4) 外来生物・有害鳥獣対策

- ・ 特定外来生物の指定や拡散についての情報を提供し注意喚起を行います。
- ・ 環境省や京都府等と連携し、外来生物の分布状況の把握や防除方法の検討を行います。
- ・ 猟友会や猿追い払い隊、モンキードッグ飼育者等と連携し、地域住民による有害鳥獣対策を支援します。
- ・ 農地の集積化や農業後継者の育成により荒廃農地を解消し、有害鳥獣の進出を防止します。

事業者の取組

- ・ 生物多様性の保全を経営課題ととらえ事業活動を行うよう努めます。
- ・ 「きょうと生物多様性センター」や「京都モデルフォレスト協会」の活動に賛同し、生物多様性の保全に資する活動に参加するよう努めます。
- ・ 事業所の設置や開発事業計画では、地域の自然環境保全に配慮します。
- ・ 事業所内に緑地帯を設け、多様な生物が生息できるよう管理します。
- ・ 事業所で特定外来生物を確認した場合は関係機関に連絡し、防除に協力します。

住民の取組

- ・ 町内の自然環境の調査や保全活動に協力します。
- ・ 過剰な野生生物の採取や生息環境を破壊しないよう努めます。
- ・ 野生動物を餌付けしたり、ペットと接触する機会がないよう注意します。
- ・ 商品の購入やサービスの契約等において、自然環境や生物多様性の保全に取り組む事業者を選ぶよう努めます。
- ・ 飼育している生物や町外から持ち込んだ生物を野外に放出しません。
- ・ 自宅で特定外来生物を確認した場合は関係機関に連絡し、防除に協力します。

コラム:きょうと生物多様性センター

生物多様性に関する情報を継続的に把握し、理解促進や担い手育成、地域や企業、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築することを目的に、令和5(2023)年4月1日、京都府と京都市の連携により設立されました。

その事業内容は、生物多様性情報や標本・文献等の保有状況の把握、情報・資料の集積・データベース化(収集)、研究機関・企業・団体等のネットワーク化や活動に対する相談、助言、支援、生物多様性に関する研究(利活用)、環境学習や人材育成、情報発信(継承)と多岐にわたります。

センターは生物多様性地域連携促進法に基づき設置する「地域連携保全活動支援センター」として位置づけられ、京都府立植物園内に本部オフィス、左京区役所内に交流オフィス(交流、発信等)、京都府立大学に情報オフィス(情報の集積・データベース化)を設置しています。

センターの設置母体は行政ですが、運営は行政、研究機関、経済団体、保全団体等で構成する運営協議会が担っています。



きょうと生物多様性センター

コラム:生物多様性

●生物多様性とは

地球上の生物は、最初の生物の誕生から 40 億年という長い時間をかけて様々な環境に適応して進化し、現在では 3,000 万種ともいわれる膨大な数の種に多様化しています。これらの生物は一つ一つに個性があり、直接的に間接的につながりをもって生きています。

「生物多様性」には、森林、河川、海洋などの生態系の多様性、細菌等の微生物から大型の動植物まで様々な種が存在するという種の多様性、同じ種の中には異なる遺伝子を持つ個体が存在するという遺伝子の多様性、という「3つのレベルの多様性」があるとされます。

●生物多様性の恵み

私たちは生物多様性の恵み(生態系サービス)を受けて暮らしています。酸素を生み出し、気候を安定させ、土壌を豊かにする(基盤サービス)、食料や木材などの原料、工業製品等への生物のもつしくみの導入(供給サービス)、季節や地域により多彩な自然と一体となった伝統文化を育み(文化的サービス)、土壌流出防止や災害の軽減など私たちの暮らしを守る(調整サービス)は人類の生活に欠かせないものです。

しかし、その生物多様性も過去の自然災害等とは異なる人類の活動に起因する危機に瀕しています。

●生物多様性の危機

観賞や商業利用のための乱獲、過剰な開発による生息環境の喪失(第1の危機)、人の手が適度に入ることによって保たれていた里地里山環境の変化による生態系バランスの崩壊(第2の危機)、外来種による在来種の生存危機や化学物質の影響(第3の危機)、地球温暖化の影響で気温や海面が上昇することによる生息環境の変化(第4の危機)など、人間活動は自然状態の 100~1,000 倍のスピードで多くの生物の絶滅の危機を引き起こしています。

●生物多様性保全の重要性

同じ種の生物でもそれぞれの個体は遺伝子に差異があり、人類は有史以来、それを利用して病害虫に強く、収量が安定し、味や栄養価が高い農畜産物を作り出してきました。また、数多くの動植物や菌類などから薬などの有用な物質を発見し利用してきました。

生物多様性を保全することは、人類の健康や命を守り、生活に潤いを与え、利益を確保するためにとっても重要です。

●わたしたちにできること

日常生活の中でほんのちょっと意識して行動することが生物多様性の保全につながります。

- ・自然と触れ合い、自然について学ぶ
- ・季節の行事や文化に触れ、体験する
- ・自然や生き物をむやみに傷つけず、他の国や地域から持ち込んだものを放さない
- ・地元の旬の食材を利用し、環境負荷の低い商品・サービスを選ぶ

●生物多様性地域戦略

国では「生物多様性国家戦略(最新は 2023-2030)」を策定し、生物多様性基本法で地方公共団体は「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならない(第 13 条)としています。

地球上にはいろんな生き物がいます。私たちはどう生きるか？



コラム:特定外来生物

特定外来生物とは「外来生物(海外起源の外来種)」のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼす(おそれのある)もののうち特に影響が大きいものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」により指定されたものです。

指定される生物は「生きているもの」で、卵、種子、器官(植物の葉、茎など)も含まれます。

特定外来生物は輸入・販売、譲渡、無許可飼育、移動、放出などが禁止されています。

町内でもアライグマやヌートリア、オオキンケイギクが生息域を拡大しており、オオクチバス類(ブラックバス)をため池に無断で放流する行為も横行しています。

都道府県は公示を行い、市町村や民間業者は主務大臣の確認・認定を受けることで特定外来生物の防除事業を実施することができます。

令和5年6月からアカミミガメ(ミドリガメ)とアメリカザリガニが「条件付特定外来生物」に指定され、飼育や無償譲渡は可能ですが、販売や放流は禁止されています。



セアカゴケグモ、アライグマ、ヌートリア



オオキンケイギク、オオクチバス、ナガエノツルノゲイトウ

※写真はいずれも環境省提供

コラム:生き物の飼育と責任

犬や猫、うさぎなどの哺乳類に限らず、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫など、生物を飼育する場合は適切に飼育する責任があります。

面倒が見られないからといって、野外に放出することにより、日本の環境下で生きられないものは死亡し、生き残ったものは生態系や農林漁業に被害を及ぼすおそれがあり、中には人間に危害を加えるおそれのあるものもあります。また、国内に近縁の種が成育している場合は交雑により雑種が形成され、在来種が駆逐されてしまうこともあります。

こうした問題は動物に限らず、魚を飼育していた水槽やアクアリウムに入れていた水草や藻についても同様です。

最後まで責任をもって飼育できない場合は、生き物を飼育すべきではありません。なお、令和5年6月からは、飼育しているアカミミガメ(ミドリガメ)やアメリカザリガニの放出は禁止されています。



ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、ホテイアオイ、アカミミガメ

※写真はいずれも環境省提供



元気で暮らすんだよ！



アライグマも元はペットとして輸入されたものでした

コラム:国内由来外来種

「外来種」という言葉からは、海外から入ってきた生物を指すイメージがあり、アライグマやオオクチバス、アメリカザリガニなど、国外から持ち込まれた外来種の中には「特定外来種」として法律で規制されているものがありますが、「外来種」というのは「本来の生息地以外の場所に人間によって持ち込まれた生物」であるため、国内の他の地域から持ち込まれたものは「国内由来の外来種(国内外来種)」となります。

同じ「種」の生物でも、地域ごとに長い時間をかけて個別の形質をもつように進化してきた遺伝子の差異から、やがて別の種に分化する場合がありますが、それが生物多様性を生み出す源となりますが、人為的に他の地域から持ち込まれた個体と在来の個体が交配すると、長い時間をかけて育まれた地域の固有の形質をもつ遺伝系統が失われることとなります。

「地域で失われた生き物を蘇らせる」「地域の自然を豊かに」「生き物との触れ合いのため」という名目で他の地域から持ってきたホタル、カエル、金魚や錦鯉などを放流した事例がありますが、そうした行為は地域の自然や生態系の復元にはなりません。

水産資源回復のため河川にアユなどの稚魚を放流されることがある一方、放流では長期的に魚は増えず、かえって減少するという研究結果もあります。

日本魚類学会では、「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン」を策定しています。



魚を放流して昔みたいに
自然の豊かな川にしよう！

コラム:レッドリストとブラックリスト

「レッドリスト」とは、絶滅のおそれのある野生生物種のリストで、国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、国内では環境省や地方公共団体が作成しています。

環境省は国内に生息する野生生物を生物学的な観点から、個々の絶滅の危険度を評価し、分類群ごとにとりまとめ、およそ5年ごとに見直しを行ってきました。最新の改訂は令和元(2019)年に公表したレッドリスト 2020 で、平成24(2012)年の第4次レッドリストは平成 27(2015)年度から生息・生育状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種については時期を定めず個別に改訂されており、これまで5回の改訂で令和6(2024)年3月までに絶滅危惧種が40種増加しています。

京都府では、平成 10(1998)年度～同 13(2001)年度にかけて調査を行い、翌年度に「京都府レッドデータブック 2002」として取りまとめました。その後、改訂版の 2015 を発行、さらに近年の調査結果を反映した 2021～2023 リストを分類群ごとに公表しています。

宇治田原町では、平成 15(2003)年度～同 17(2005)年度にかけて「宇治田原町環境生物研究会」による調査結果として「宇治田原町の野生生物～レッドデータブック」を発行し、市町村単位でのレッドリストとしては早くに作成されたものになります。

平成 16(2004)年に設立された「エコパートナーシップうじたわら」は、町のレッドリストに掲載された野生生物リストの分類や学名等に最新の情報を反映させ、地質に関する情報も加えた「宇治田原町の自然環境」を平成 31(2019)年3月に発行しました。

環境省や京都府のレッドリストはそれぞれインターネットで公表されている他、町のレッドデータブック等は町ホームページからダウンロードできます。

環境省では、我が国の生物多様性が直面する重大な危機と位置付ける外来種による生態系への影響に対応するため、侵略性の強い生物種として外来種ブラックリスト(仮称)を作成するものとし、兵庫県等では地方公共団体独自にブラックリストを作成・公表しています(「ブルーリスト」という名称を使用している場合もある)。宇治田原町でも、「宇治田原町の自然環境」に外来種ブラックリストを掲載しています。

コラム:野生動物と感染症

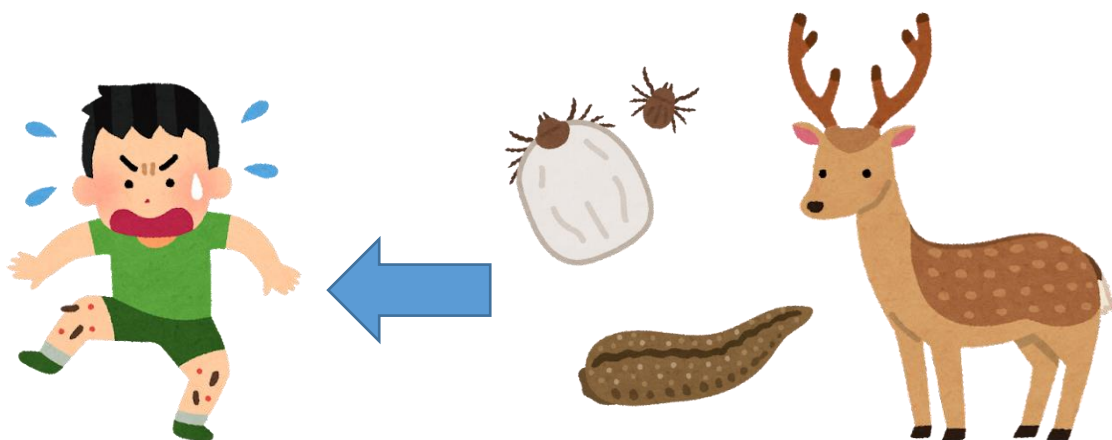
自然豊かな宇治田原町では、以前からイノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの野生動物が多く生息しており、特に近年は人家近くで目撃されることが増えています。

野生動物は寄生虫や病原体などを持っている可能性が高いため安易に接触すると、「動物由来感染症」に感染するおそれがあります。動物の体表面に触るだけでなく、唾液や血液に触れる、動物に寄生しているマダニなどを介する、野生動物の肉(ジビエ)を生や不十分な加熱で食べるなど、様々な感染ルートがあります。さらに、動物の糞尿から沢水に溶け込み、それを飲むことで感染するエキノコックスなどの寄生虫や、ハトの糞からの粉塵を吸い込むことで感染するクリプトコッカス症なども知られています。

動物由来感染症は野生動物だけでなく、ペットから感染する可能性もあり、屋外で飼育されているペットに付着したマダニが媒介した「SFTS(重症熱性血小板減少症候群)」に感染、中にはマダニから感染した動物に噛まれて亡くなった方も報告されています。

過去に登場した新興感染症の多く(狂犬病、ペスト、エボラ出血熱等)は動物由来感染症であり、2020年から世界中を席捲した新型コロナウイルスも野生動物が起源といわれ、国内でも鳥インフルエンザや豚熱に家畜が感染、鳥インフルエンザは人間への感染や強毒化が警戒されています。

こうした感染症を防ぐためにも、野生動物にはむやみに触れない、糞尿や土を触った後は手などを洗淨する、ペットに野生動物を接触させない、野菜等を生で食べる場合は表面を洗淨する、ジビエや一部の家畜の肉(鶏肉等)を生で食べない、沢水や湧水を生で飲まない、草むらなどに入ったら、服や体にマダニなどが付着していないか確認し、自宅に戻ればすぐに服を脱いで入浴・洗淨するなど、予防するための行動を心がけましょう。



コラム:有害鳥獣対策

町内では以前から、野生動物による農林産物への被害が多発しており、近年では、道路でニホンジカが自動車と衝突する事故が発生しています。

野生動物、特にニホンジカの増加は全国的な傾向で、天敵の減少、山間部での人口減や荒廃農地の増加、温暖化による越冬、狩猟圧の減少など様々な要因が重なっています。野生動物が増加すると、人間の生活の場に容易に現れるようになり、動物との接触で人的被害や寄生虫症、感染症を発症するおそれもあります。

町では、田畑への有害獣の侵入を防ぐ防護柵設置への補助、猿追い払い隊による見回り、モンキードッグの養成、猟友会の協力による捕獲などに取り組んでいますが、野生動物が人家や耕作地に近寄りにくい環境づくりのため、荒廃農地や空地などの除草、収穫しない農産物や果樹の処分、えさとなるもの（ペットの食べ残しや墓地のお供え）を放置しない、野生鳥獣を餌付けしない、住民自らも猿を見かけたら追い払いを行うなどの対策が必要です。

役場では、猿の出没情報を町ホームページで公開する他、追い払いに使用する電動ガンの貸し出しやロケット花火の配布を行っています。



自分なりに基本目標に関する取組を考えてみましょう。

目標設定	達成

基本理念 5



ともに学び行動するまち (学習・協働)

基本目標 5-1 環境教育・学習の推進

基本目標 5-2 協働による活動の推進

目標管理項目			
項目	基準 (2022 年度実績)	中間目標 (2027 年度目標)	最終目標 (2032 年度目標)
環境学習の実施 (回数及び参加者数)	13回 125人	16回 160人	20回 200人

※「環境学習」はエコパートナーシップうじたわら主催分（総会、自然観察会等）と教育委員会、学校その他の団体主催分の合計



基本目標 5-1 環境教育・学習の推進

環境を保全し活用するには、町内の環境がどのような状況にあるのか、どのような価値があるのかという情報発信を行い、学ぶ機会を提供する必要があります。

町の取組（施策）

（１）環境に関する情報の提供

- ・環境に関する情報を住民や事業者に対し、あらゆる媒体を通じて発信することで意識を高めるための啓発を推進します。
- ・本町の豊かな自然環境などをまちの魅力の一つとして広く発信します。

（２）学びの機会の提供

- ・次代を担う子どもたちや大人など、様々な世代の住民が環境について学ぶ機会を提供します。
- ・環境省や京都府等が主催する環境学習や体験、自然や環境について学ぶことができる施設に関する情報を広く周知します。
- ・団体等と連携して自然観察会を開催するなど、町内の環境について学ぶ機会を提供します。

事業者の取組

- ・従業員を対象に環境について学ぶ機会を設けるよう努めます。
- ・町内で開催される環境学習に関する情報を従業員に提供するよう努めます。
- ・事業所見学や研修など、環境学習の実施に協力するよう努めます。
- ・環境に関する最新の情報を収集し、知識をアップデートするよう努めます。

住民の取組

- ・町や各種メディアを通じて、環境に関する情報に関心を持ち、知識をアップデートするよう努めます。
- ・町やその他の団体等が開催する環境学習に参加するよう努めます。

コラム:環境学習

生涯学習が推進される中、幅広い世代に向けて環境に関する学習会が開催されています。

エコパートナーシップうじたわらが主催または教育委員会などと共催するものとして、河川の水質調査と水生生物観察、身近な動植物等野生生物の観察会、ごみの分別やリサイクルについての学習会、エコクッキングなど地域の特色を生かした学習会を実施してきました。

また、学校や地域で開催される学習会にエコパートナー会員が講師として派遣される場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、一部実施が困難となったものもありますが、食品ロスなど新たなテーマを加えて、今後も継続していきます。

基本目標 5-2 協働による活動の推進

環境保全活動は町（行政）だけではなく、事業者や住民等が意識を共有しともに行動することが必要です。

町の取組（施策）

（１）環境活動への支援

- ・「エコパートナーシップうじたわら」に参画し、その活動を支援します。
- ・地域や町内で活動する環境保全や清掃美化団体の活動を支援します。
- ・住民や事業者に環境活動への参加に関する情報を提供します。

（２）環境基本計画の推進

- ・環境基本計画の進捗状況を管理し、計画を推進します。
- ・国や京都府などの環境施策の動向や町内の環境を取り巻く動きを注視し、必要に応じて基本計画の見直しを行います。
- ・計画に基づき環境に関する施策を実施します。

事業者の取組

- ・ 町の環境施策の推進に協力します。
- ・ 地域の環境保全活動に協力します。

住民の取組

- ・ 環境基本計画の趣旨を理解し、町が実施する環境施策に協力します。
- ・ 町内や地域で実施される環境に関する活動に参加するよう努めます。

コラム:エコパートナーシップうじたわら

「エコパートナーシップうじたわら」は、住民、事業者、行政が一体となり地域の自然環境や生活環境の保全、持続可能な社会の実現、地球温暖化の防止に向けて取り組むことを目的として平成 16(2004)年に設立された団体です。総会、環境学習、会報誌の発行などを行うほか、「宇治田原町環境基本計画」の進行管理の役割も担っています。

会員は個人会員、団体会員、賛助会員で構成され、賛助会員からの賛助会費で運営されています。会員は「自然・生活環境部会」「循環型社会・地球温暖化防止部会」「広報部会」のいずれかに属します。

定期的を開催する「運営委員会」で活動方針などについて協議し、事務局は役場建設環境課に置かれています。

活動予定や活動状況を伝える会報誌は年5回程度発行し、町広報誌に挟み込む他、町ホームページのエコパートナーページで過去のバックナンバーを掲載しています。

自分なりに基本目標に関する取り組みを考えてみましょう。

目標設定	達成